

各種制度のご案内

次のページからは、子育てに関する制度を利用したいとき、相談をしたいとき、子どもと一緒に施設を利用したいときなどの各種情報を掲載しています。

また、下記のインターネットサイトやアプリ、ラジオ放送、メール配信でも子育ての情報を提供していますのでぜひご利用ください。

子育て情報サイト「せんだいのびすくナビ」



仙台での子育てを応援する情報サイトです。子育てに関するさまざまなサービス、施設情報、イベント情報などの行政情報のほか、子育て家庭に優しい取組みを行う店舗や子どもの遊び場に関する情報も発信します。

アプリ版では「カンタン母子手帳」として、お子さんの身長、体重はもちろん、写真なども記録することもできます。

アプリ版ダウンロードはこちらから

Web版はこちら

「子育てタウン」をダウンロードし、仙台市内のお住まいの地域の郵便番号を設定すると、アプリ版「せんだいのびすくナビ」としてご利用いただけます。



iPhone用



Android用



「のびすくナビ」
で検索！

<https://sendai-city.mamafre.jp/>

仙台市メール配信サービス

メールアドレス等を登録していただいた方に、さまざまな情報を電子メールで気軽に受け取ることができる「仙台市メール配信サービス」を行っています。

乳幼児健診、保育所地域子育て支援事業、のびすくにおけるイベント、予防接種などの子育てに関する情報を受け取ることができます。登録方法等については下記からご確認ください。

携帯電話・スマートフォンの方は二次元コードを読み取り、表示されたメールアドレスに空メールを送信してください。画面URLを記載したメールが配信されます。

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/koho/koho/mail.html>

※登録料は無料です。ただし、メールの受信等にかかる通信料・パケット通信費は登録された方の負担となります。



ラジオ放送 子育て支援情報局 のびすくネット仙台

FMラジオ3(76.2MHz)で、毎週月曜日16時40分頃から子育て支援情報局「のびすくネット仙台」を放送しています。

市内の子育て支援施設やイベント情報など、子育てに役立つ情報が満載です。

新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちらから

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、仙台市ホームページ「新型コロナウイルス感染症特設ページ」をご覧ください。
<https://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/index.html>



妊娠したら

妊娠健康診査

妊娠中はお腹の赤ちゃんの成長に伴つていろいろな変化が起こります。特に異常はなくても、定期的に健康診査を受けて、赤ちゃんの成長や妊婦さんの体調を確認することが必要です。

また、貧血や妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病など何らかの異常があると、お腹の赤ちゃんの発達や、妊婦さんの健康に影響が出る場合があります。異常などに早く気付き対応するためにも、妊娠健康診査をきちんと受診しましょう。

妊娠健康診査は一般的には次のような間隔で受診することが望ましいとされています。医師の指示に従い、きちんと受診しましょう。

○妊娠初期より妊娠23週（妊娠6か月末まで）	4週間に1回
○妊娠24週から妊娠35週（妊娠7か月～9か月末）	2週間に1回
○妊娠36週（妊娠10か月）以降分娩まで	1週間に1回

★問い合わせ

各区保健福祉センター家庭健康課、各総合支所保健福祉課（P.66）

※妊娠健康診査を受診する場合、公費助成を受けることができます。助成上限額については、母子健康手帳別冊（妊娠婦編）をご覧ください。なお、助成上限額を超えた分は自己負担となります。

宮城県外の医療機関で里帰り出産等をする方は、里帰り先での妊婦健診終了後、申請により、各助成上限額までの健診費用を助成します。

助成対象となる健診をすべて受診した後、お住まいの区の区役所家庭健康課又は総合支所保健福祉課に助成の申請を行ってください。

申請書、請求書及び委任状は仙台市のホームページからダウンロードできます。

妊娠歯科健康診査

詳しくはP.8をご参照ください。

出産応援給付金

妊娠届を提出し、面談を受けた妊婦の方を対象に、妊婦1人につき5万円を支給する事業です。妊娠期間中の申請が必要です。

★申請／問い合わせ こども支援給付課 TEL 214-2134

出産育児一時金

出産者が加入する健康保険から出産育児一時金が支給されます。出産前に手続きすることにより、医療機関や助産所に出産育児一時金が直接支払われる直接支払制度や受取代理制度があります。医療機関等により利用できる制度が異なりますので、出産を予定している医療機関等へご相談ください。（詳しくはP.30参照）

助産制度

収入が少ないため出産費用が準備できない方に、少ない費用で安心して出産していただく制度です。市民税の非課税世帯や生活保護世帯の方などが対象となります。出産予定日前に早目にご相談ください。

★問い合わせ 各区保健福祉センター家庭健康課、青葉区宮城総合支所保健福祉課（P.66）

遺伝カウンセリング

家族や自分自身の病気が子どもに遺伝するのではないか、子どもに先天性の病気が見つかったが遺伝が関係しているのではないか等、遺伝に関する悩みや不安について、遺伝についての専門の医師が相談に応じます。

予約制の面接でのカウンセリングです。遺伝に関することはぜひご相談ください。相談内容や個人の秘密は厳守します。

★問い合わせ 各区保健福祉センター家庭健康課、各総合支所保健福祉課（P.66）

産前産後期間の国民健康保険料及び国民年金保険料の免除

国民健康保険の被保険者及び国民年金第1号被保険者の方が対象です。

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎の場合は3か月前から6か月間）の国民健康保険料及び国民年金保険料が免除されます。

出産予定日の6か月前から、お住いの区役所・総合支所に届出ができます。出産前にお届けいただく場合は、出産予定日を確認できる書類（母子健康手帳の写しなど）の添付が必要です。

★問い合わせ 各区保健福祉センター保険年金課、青葉区宮城総合支所保険年金課、太白区秋保総合支所保健福祉課（P.66）

働く女性・男性のための出産、育児に関する制度

妊娠がわかったら・・・出産予定日や休業の予定を早めに会社に申し出ましょう。

※詳しくは、母子健康手帳をご覧ください。

母性健康管理

妊娠婦健診のための通院休暇

妊娠中と産後1年以内の女性は、母子保健法に基づき、医師や助産師の健診（検査・診察・指導など）を受ける必要があります。

従業員が通院する必要がある場合には、通院に必要な時間を与えなければなりません。

健診での医師などの指導に応じた措置

従業員が妊娠婦健診で医師や助産師から指導を受けた場合、その指導事項を守れるように、次のような措置をとらなければなりません。

○通勤の緩和のための措置　○適切な休憩のための措置
○つわり・貧血などの症状に応じた勤務時間変更等の措置

妊娠中・産後の職場生活

妊娠中の軽易な業務への転換

妊娠中の従業員が請求した場合には、他の軽易な業務に転換させなくてはなりません。

危険有害業務の就業制限

妊娠中や産後1年間は、危険の大きい場所での業務や有害な物を取り扱う業務など、妊娠、出産、授乳に有害な業務を担当させることはできません。

変形労働時間制の適用制限

変形労働時間制をとっている事業所でも、妊娠中・出産後1年以内の従業員が請求した場合には、法定労働時間（原則として、1日8時間、週40時間）を超えて労働させることはできません。

時間外・休日・深夜労働の制限

妊娠中・出産後1年以内の従業員が請求した場合、時間外労働・休日労働・深夜労働（午後10時～午前5時）をさせることはできません。

産前・産後休業

産前6週間（双子以上の場合は14週間）は従業員が請求した場合、休業させなくてはなりません。また、産後8週間は、従業員の請求がない場合であっても、休業させなくてはなりません。（7週目からは、本人が請求し、医師が支障がないと認めた業務については就業可能です。）

産後休業後に復職するときは

育児時間

生後1歳に満たない子をもつ女性従業員が請求した場合、1日2回・各30分以上の育児時間を与えなければなりません。

◆時間外、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限、危険有害業務の就業制限
産後1年を経過しない女性には、妊娠中と同様に、これらが適用になります。

育児休業

育児休業は、男女ともに利用できる制度です（日々雇用者を除く）。有期契約であっても要件を満たせば利用できます。1歳未満の子を持つ従業員が申し出たときは、育児休業をさせなければなりません。なお、両親ともに育児休業を取得する場合は子が1歳2か月に達するまでの間に1年間、保育所に入所を希望しているが入所できないなどの場合は1歳6か月に達するまで、1歳6か月以降も保育所に入所できない場合などは2歳に達するまで育児休業をすることができます。

幼い子どもを育てながら働き続けるために

短時間勤務制度

3歳未満の子を持つ従業員のために、企業は所定労働時間を原則として6時間とする制度を設けなければなりません。

子の看護休暇

小学校就学前の子を持つ従業員が、病気や怪我をした子の看護のためや予防接種などを受けさせるために申し出た場合、1年に5日（子が2人以上の場合は10日）まで、1日又は時間単位で子の看護休暇を取得させなければなりません。

妊娠、出産、育児休業等を理由に、解雇、雇止め、降格などの不利益な取扱いを行うことは禁止されており、事業主は、職場でのハラスメントについて防止する義務があります

★相談・問い合わせ：宮城労働局雇用環境・均等室 TEL299-8844

所定外労働の免除

3歳未満の子を持つ従業員が申し出た場合、原則として所定外労働（残業）をさせることはできません。

時間外・深夜業の制限

小学校就学前の子を持つ従業員が申し出た場合、原則として深夜労働をさせることはできず、法定時間外労働も制限（1か月24時間、1年150時間限度）されます。

雇用保険による育児休業給付の支給

育児休業給付は、被保険者の方が1歳（一定の場合は1歳2か月。さらに保育所等における保育の実施が行われないなどの場合は1歳6か月又は2歳。）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に、休業開始前の2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月（過去に基本手当の受給資格決定を受けたことがある方については、その後のものに限る）が12か月以上ある方等の要件を満たした場合に対象となります。

支給額は、支給対象期間（1か月）あたり、原則として休業開始時の賃金の50%（育児休業を開始してから180日までは67%）相当額となります。

★問い合わせ 最寄りのハローワークへ

出産後の各種届出

出生後の各種手続き一覧

赤ちゃんが生まれたら必ず手続きしてください。

	期限	届け先・問い合わせ先	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	本籍地、出生地または届出人の所在地 区役所戸籍住民課、総合支所税務住民課 ※時間外窓口や郵送による届出も可能ですが、注意事項がございますので、事前に上記の担当課へお問い合わせください。	・母子健康手帳 ・出生証明書 (病院で発行)
出生連絡票 母子健康手帳別冊(妊産婦編)のはがきまたは電子申請サービス	出産後速やかに	住所地の区保健福祉センター家庭健康課、総合支所の保健福祉課 仙台市ホームページから電子申請ができます。 「仙台市トップページ」→「申請・届出」 または下記に直接アクセスするか 右の二次元コードを読み取ってください。 https://www.city.sendai.jp/kodomo-chiiki/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/nyuyoji/homon.html ※出生連絡票の電子申請にあたっては申請者情報の登録は不要です。 「五十音検索」→「し」→「出生連絡票」の順で申請内容入力画面になります。	
児童手当	生まれた日の翌日から15日以内	住所地の区役所保育給付課、総合支所の保健福祉課 ※生計中心者が公務員の方は勤務先に請求してください。 単身赴任等により児童と別居している方は住民登録している市区町村に請求してください。 ※郵送による手続きも可能です。	・請求者の健康保険証の写し (請求者が共済組合加入の場合のみ) ・請求者名義の口座の写し
子ども医療費助成	出産後速やかに	住所地の区役所保育給付課、総合支所の保健福祉課 ※郵送による手続きも可能です。	・対象児童の健康保険証の写し ・保護者名義の口座の写し
出産育児一時金		出産者が加入する健康保険から出産育児一時金が支給されます。直接支払制度や受取代理制度を利用することにより、医療機関等の窓口での費用負担を軽減できます。 ・直接支払制度:出産前に医療機関等で手続きが必要です。 ・受取代理制度:出産前に健康保険の保険者に申請が必要です。 これらの制度を利用すると、健康保険から医療機関等に直接出産育児一時金を支払います。出産費用の方が上回る場合は、差額を医療機関等にお支払いください。下回った場合は、申請により差額が支給されます。 これらの制度を利用しない場合は、出産後に申請してください。 【届け先・問い合わせ先】 仙台市の国民健康保険に加入している方は、各区・青葉区宮城総合支所保険年金課、太白区秋保総合支所保健福祉課(P.66)。その他の健康保険に加入している方は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください。	

※市外からの転入の場合は、このほかに必要なものがある場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※紙おむつ使用者の家庭ごみ指定袋配付申請書(母子健康手帳別冊(妊産婦編)のはがき)もご利用ください。

出生後の助成・医療給付

児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童の父母等に手当を支給する制度です。生まれた日の翌日から15日以内に申請してください。

■対象

中学校修了前の児童を養育する父母等

■支給額（月額1人あたり）

3歳未満	1万5千円
3歳～小学生（第1子・第2子） (第3子以降)	1万円 1万5千円
中学生	1万円
所得制限限度額以上かつ 所得上限限度額未満の方（一律）	5千円
所得上限限度額以上の方（一律）	支給なし

★申請／問い合わせ

各区保健福祉センター保育給付課、
各総合支所保健福祉課（P.66）

子育て応援給付金

児童を養育しており、赤ちゃん訪問（全戸訪問）を終えた方を対象に、新生児1人につき5万円を支給する事業です。赤ちゃん訪問（全戸訪問）後速やかに申請してください。

★申請／問い合わせ

こども支援給付課
TEL 214-2134

子ども医療費助成

子どもの健康の保持とすこやかな育成を図るために、子どもにかかる医療費を助成しています。出産後速やかに申請してください。

■対象

市内に住み、各種健康保険に加入している0歳から中学3年生までの子ども。ただし、生活保護を受けている方は、対象となりません。

■助成額（月額1人当たり）

保険診療の自己負担金額から利用者一部負担金（未就学児は負担金なし）を除いた額を助成します。

★申請／問い合わせ

各区保健福祉センター保育給付課、
各総合支所保健福祉課（P.66）

自立支援医療費(育成医療)支給

身体に障害のある18歳未満の児童で、確実な治療効果が期待できる場合に、その障害の除去もしくは軽減を図るために必要な医療費の支給を行っています。

■支給内容

保険診療の自己負担金額の一部または全額を助成します。
(助成額は世帯の課税状況によって変わります。)

★申請／問い合わせ

各区保健福祉センター保育給付課、
青葉区宮城総合支所保健福祉課（P.66）

高額療養費

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った医療費の一部負担金が、自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた分が高額療養費として支給されます。ただし、入院時の食事代、差額ベッド代、保険外診療は対象になりません。なお、仙台市の国民健康保険に加入している方が支給の対象となる場合は、受診後おむね3か月以後にお知らせをお送りします。

★申請／問い合わせ

仙台市の国民健康保険に加入している方は、健康福祉局保険年金課保険係分室（保険給付担当）（TEL 374-6671）
その他の健康保険に加入している方は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください。

未熟児養育医療給付

医師により入院養育が必要であると認められた、出生時体重2,000g以下などの未熟児に対して、必要な医療の給付を行います。

■給付内容

保険診療の自己負担分の医療費
(扶養義務者の課税額に応じて、自己負担金の徴収があります。)

★申請／問い合わせ

各区保健福祉センター保育給付課、
青葉区宮城総合支所保健福祉課（P.66）

小児慢性特定疾病医療費支給

■対象および内容

悪性新生物（がん）、内分泌疾患、血友病など厚生労働省告示により厚生労働大臣が定める慢性疾病にかかっている18歳未満の児童（20歳到達まで延長可）に、保険診療の自己負担分に対する医療費を支給します。（世帯の課税状況等に応じて、自己負担金の徴収があります）

■支給認定を受けている方への制度

小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている方は、次の制度が受けられます。

- 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付
- 小児慢性特定疾病通院介護料交付

★申請／問い合わせ

各区保健福祉センター保育給付課、
青葉区宮城総合支所保健福祉課（P.66）

産婦に対する支援

産婦健康診査

出産後間もない時期のお母さんのこころとからだの健康状態を把握するため、産婦健康診査への費用助成を実施しています。産後は心身ともに体調を崩しやすい時期です。ぜひ受診しましょう。

■受診時期・回数

産後2週間頃及び産後1か月頃の各1回（産婦1人につき2回）

■助成対象となる項目

産婦にかかる問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）による問診

※EPDSによる問診は必ず受けさせていただく必要があります。

登録医療機関は
こちらで検索▶



■助成額

1回あたり5,000円まで（5,000円を超えた分については自己負担）

■受診方法

産後2週間頃及び産後1か月頃に、宮城県内の登録医療機関に助成券を持参し受診してください。

※宮城県外に里帰りする方は、自費で受診した費用のうち5,000円を上限に健診費用を助成します（産婦の精神状況の評価（EPDS等）を受けた場合、助成の対象となります）。受診後にお住まいの区の区役所家庭健康課又は総合支所保健福祉課に助成の申請を行ってください。申請書、請求書及び委任状は仙台市のホームページからダウンロードできます。

★問い合わせ・申請 各区保健福祉センター家庭健康課、各総合支所保健福祉課（P.66）

産後ケア事業

出産後、家族等から十分な家事や育児の援助が受けられず、産後の心身の不調や育児不安を抱える方を対象として、母体の回復のための支援や育児指導、生活の相談等のサービスを行う産後ケア事業を実施しています。

■対象者

仙台市内に住所を有する生後1歳未満の乳児とその母親で、家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられず、かつ産後に心身の不調または育児不安等がある方（宿泊は生後4か月未満まで）

※お子さんが早産で生まれた場合の利用可能期間については、ご相談ください。

※母子のいずれかが感染性疾患（麻疹、風疹、インフルエンザ等）に罹患またはその疑いがある場合や、母子いずれかが入院治療が必要と診断されている場合は、利用できません。

■利用方法

利用希望日の1週間前までにお申し込みください。

■利用料

●宿泊型：1日あたり5,500円（1泊2日は2日とカウントし11,000円）

●デイサービス型：1日あたり3,200円

●訪問・相談型（2時間まで）：1回あたり2,000円

●訪問・リフレッシュ型（4時間まで）：1回あたり3,800円

※多胎児の場合も金額は変わりません。また、所得の状況に応じて減額があります。

主なサービス内容や
実施施設はこちる▶



■利用日数

宿泊型、デイサービス型、訪問型ともにそれぞれ7日間が上限（多胎児の場合はそれぞれ10日間が上限）

★申し込み／問い合わせ 各区保健福祉センター家庭健康課、各総合支所保健福祉課（P.66）

せんだい助産師サロン

各区にあるのびすくにおいて、ふれあい遊びなどを通じて地域の母親同士で交流を図ったり、助産師が育児相談に応じる「せんだい助産師サロン」を開催しています。

■対象者

仙台市内にお住まいの、参加時に生後2か月から6か月未満の乳児とその母親

※「せんだい助産師サロン」に初めて参加する乳児とその母親が対象となります。

※授乳が必要な方もいらっしゃるので、父親の参加はご遠慮ください。また、上の赤ちゃんを連れての参加もご遠慮ください。

■会場・日程

各区にあるのびすくで開催します。開催日については、各のびすくにお問い合わせまたは仙台市ホームページをご覧ください。

★申し込み／問い合わせ のびすく（子育てふれあいプラザ等）（P.49）